

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 扇沢大町線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市 籠川谷国有林20林班い地先から 大町市 籠川谷国有林520林班い地先まで	旧	11.3~34.3 m	0.4170 km
同 上	新	11.7~34.5	0.4148

道路維持課

長野県告示第405号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）の一部を次のように改正します。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

第2第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 前号に掲げる者のほか、請負又は委託により森林整備業務を行う者（県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。）
 (3) 前2号に掲げる者のほか、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者（県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。）

第5第1項第1号中「写し」の次に「(法人に限る。)」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 法人にあっては、商業登記簿謄本、個人にあっては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書

第9第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「合併」を「法人が合併」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「破産に」を「法人が破産に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 死亡したときは、その相続人
 第10中「更埴市」を「千曲市」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第10の改正規定は、平成15年9月1日から施行する。

林 政 課



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年 8月 7日表彰 栄誉賞

大日方 修

広報広聴チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 めくもりの家
- 3 代表者の氏名
柳 沢 房 枝
- 4 主たる事務所の所在地
大町市大字大町5700番地63
- 5 定款に記載された目的

この法人は、老人が安心して過ごせる地域密着型の小規模サービス施設を開設し、老人に対して介護サービス提供に関する事業を行い、人々の相互扶助的な努力関係に満ちた地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 維新塾
- 3 代表者の氏名
今 井 隆 宏
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市南宮二丁目 5番 9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民の購買活動を中心とした生活環境がより快適なものとなるよう、情報通信技術手段等を用いて商環境の活性化を進め、地域全体の経済活動の活性化を図る事業を行い、豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
篠ノ井イーストショッピングセンター
長野市篠ノ井会字上東原758-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前 9 時30分	午後10時
(株)アベイル		午後 9 時
(株)健康家族		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前 9 時	午後11時30分
(株)アベイル	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)健康家族		

- 4 変更する年月日
平成15年 8月 7日
- 5 届出年月日
平成15年 7月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年 8月14日から平成15年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 伊賀良店
飯田市育良町1-9-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後 9 時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
①-2		

- 4 変更する年月日
平成15年8月8日
- 5 届出年月日
平成15年7月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月14日から平成15年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 三本柳店
長野市三本柳東2-8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前7時30分から 午後9時30分まで	午前7時30分から 午後10時30分まで
①-2		

- 4 変更する年月日
平成15年8月12日
- 5 届出年月日
平成15年7月31日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月14日から平成15年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
権堂駅前ビル
長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長野電鉄(株)
長野市権堂町2201
(株)ヴォーグ
長野市権堂町2219
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂		
(株)ミニット・ジャパン		
(有)フランセ玉扇		

(株)丸乙小林商店	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(株)ヴォーグ		
(株)ロン都		
(株)メリーアン		
(株)東京デリカ		
(株)ミヤガワ		
(株)萩原商店		
(株)三城		
(株)ミヤザキ		
(株)つづきや		
(株)ジェイティビートラベ ランド		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂	午前9時	午後10時
(株)ミニット・ジャパン		
(有)フランセ玉扇		
(株)丸乙小林商店		
(株)ヴォーグ		
(株)ロン都		
(株)メリーアン		
(株)東京デリカ		
(株)ミヤガワ		
(株)萩原商店		
(株)三城		
(株)ミヤザキ		
(株)つづきや		
(株)ジェイティビートラベ ランド		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで (年間60日 午前8時30分から 午後9時30分まで)	午前8時30分から 午後10時30分まで
2		
3		
4		
5		

4 変更年月日

平成15年8月6日

5 届出年月日

平成15年7月28日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月14日から平成15年12月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松本電鉄バスターミナルビル
松本市深志1-2-30
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
松本電気鉄道(株)
松本市井川城2-1-1
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
ハマ園芸(株)		
(株)池上		
(株)三松		
(有)中央ストアー		
(株)新星堂		
(株)鳳書院		
(株)キャンドウ		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂	午前9時	午後11時
ハマ園芸(株)		
(株)池上		
(株)三松		
(有)中央ストアー		
(株)新星堂		
(株)鳳書院		
(株)キャンドウ		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前9時から 午後10時まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
2	午前8時30分から 午後9時まで	変更前と同じ
3	午前7時30分から 午後10時まで	
4	午前9時30分から 午後7時まで	

4 変更年月日

平成15年8月6日

5 届出年月日

平成15年7月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年8月14日から平成15年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

田沢倉庫(株)

上田市天神1-9-14

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(株)ミヤガワ		
滝澤和成		
(株)萩原商店		
(株)甲州屋山田商店		
(有)八幡屋百貨店		
(有)アイール		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂	午前9時	午後10時
(株)ミヤガワ		
滝澤和成		
(株)萩原商店		
(株)甲州屋山田商店		
(有)八幡屋百貨店		
(有)アイール		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで (年間60日 午前8時30分から 午後9時30分まで)	午前8時30分から 午後10時30分まで
2		
3		

4 変更年月日

平成15年8月6日

5 届出年月日

平成15年7月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年8月14日から平成15年12月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日)

付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年 8月14日

長野県伊那技術専門校長 井出朝義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータシステム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年10月15日

(4) 納入場所

長野県伊那技術専門校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上伊那郡南箕輪村8304-190

長野県伊那技術専門校 管理課

電話 0265(72)2464

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月4日(木) 午後2時

イ 場所 長野県伊那技術専門校

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月16日(火) 午前11時

イ 場所 長野県伊那技術専門校 会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年9月12日(金) 午後5時

イ 場所 上伊那郡南箕輪村8304-190(郵便番号 399-4511)
長野県伊那技術専門校 管理課

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書のとおりです。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成15年9月15日（月）
- (2) 開催時及び場所
午前9時30分から 佐久合同庁舎5階講堂

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
佐久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年9月1日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年9月1日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、佐久建設事務所、佐久市都市計画課、臼田町建設課、御代田町建設課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

佐久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に
対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成15年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、小諸都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年 8月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年 9月14日(日)

(2) 開催時及び場所

午後2時から 小諸市民会館 2階会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

小諸都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年 9月 1日(月)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年 9月 1日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、佐久建設事務所、小諸市都市計画課

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成15年9月15日(月)
- (2) 開催時及び場所
午後2時30分から 軽井沢町中央公民館講堂

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
軽井沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月1日(月)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年9月1日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、佐久建設事務所、軽井沢町建設課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

軽井沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に
対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA 4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課